

国官総第876号
平成19年3月27日

気象庁長官 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三



平成19年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成19年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

I. 気象庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。気象庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

II. 気象庁が達成すべき目標

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

[具体的な目標]

- ・「緊急地震速報」について、本情報が本格的に提供された場合の無用の混乱を防止して適切な利活用を図るため、本情報の特徴や「緊急地震速報の利用の心得」などの認知度を高める。その上で、広く国民への緊急地震速報の提供を開始する。
- ・突風等による災害の軽減に資するため、必要な技術開発を進め、平成22年度までに突風等短時間予測情報の発表を開始する。平成19年度は利用者を交えた検討会で情報提供内容、情報発表形式等を検討する。

- ・関係機関と密接に連携して、観測成果の活用、情報内容の充実、情報提供機能の強化を図るものとして、都道府県が管理する河川を対象として、都道府県と共同で行う洪水予報（指定河川洪水予報）を33都道府県での実施に拡充させる。
- ・異常天候早期警戒情報について、試行発表を通じ、よりわかりやすく利用しやすい内容及び形式等を検討する。また、予測技術の改良を行い、平成19年度末には、一般向けに情報提供を開始する。
- ・東海地震の監視能力向上及び東南海域の地震活動の把握のため、新たにケーブル式海底地震計を整備する。平成19年度は、海底ケーブル及び陸上部機器の製作、上部ケーブルの敷設作業を行う。
- ・活動度の高い火山の活発化に対応して、火山における地震や地盤の膨張・伸縮等から地下のマグマの動きを的確に把握できる火山の数を、平成19年度までに全国で10とする。観測データの解析技術の改良等を進めることで、最終年度である平成19年度には、その把握能力を有する火山の数を8から10とする。

2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

最新の科学技術を導入し、気象の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発を計画的に推進する。

[具体的な目標]

- ・天気予報、週間天気予報等の基礎となる全地球を対象とした数値予報モデルを改善し、平成22年までに、2日後の予測誤差（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差。平成17年実績は18.3m。）を、平成17年から約20%向上（目標値15m）させ、予報の改善に反映させる。

3. 気象業務に関する国際協力の推進について

国際的な中枢機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、国際機関の活動及び国際協同計画への参画並びに技術協力を推進する。

[具体的な目標]

- ・インド洋における国際的な津波早期警戒システムの構築の支援として、関係の国際会議に職員を派遣するとともに、国際的な研修等に積極的に参画することにより、我が国及び太平洋域で培ってきた、津波予報の作成、発表及び伝達に係る知見や技術を関係国に提供する。

4. 気象情報の利用促進等について

気象情報の民間への提供機能の向上を図るとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・民間において利用可能な気象情報について、天気予報に関する数値情報等の充実により、提供量を7GB/日以上にする。